

ワシントン条約第18回締約国会議 (CITES・COP18)の概要と評価

令和元年10月7日

外 務 省
経済産業省
環 境 省

COP18の概要

- 2019年8月17日（土）～28日（水）、ジュネーブ（スイス）で開催。
- 全体会合：8月17日、27日及び28日
- 第1及び第2委員会：8月18日～26日
- 出席者：

外務省

佐藤国際協力局地球環境課長

水産庁

諸貴資源管理部参事官

経済産業省

上田製造産業局審議官

河野貿易経済協力局貿易審査課長（兼野生動植物貿易審査室長）

杉浦製造産業局生活製品課長

環境省

奥田大臣官房審議官

顧問

金子前岩手県立大学教授、石井東京女子大学教授、

寺田東京女子大学研究員 他



● 我が国の基本的立場：条約の目的及び範囲との整合性、生物資源の持続的利用、科学的根拠に基づく取引規制等を確保する観点から、各議題における議論に対応する

1. アフリカゾウに係る附属書改正提案

- (1) ザンビアの個体群の附属書IからIIへの移行 (Prop.10)
- (2) 附属書IIに掲載されているボツワナ・ナミビア・南ア及びジンバブエの個体群の注釈改正 (Prop.11)
- (3) 全個体群の附属書I掲載 (Prop.12)

2. 象牙に係る決議案等

- (1) 全ての国に象牙の国内取引市場閉鎖を求める勧告等 (Doc.69.5)
- (2) 象牙在庫 (Doc.69.4)
- (3) ゾウ標本の取引に係る決議の実施 (Doc.69.1)

3. 象牙に係る報告

- (1) ゾウの違法捕殺監視 (MIKE) (Doc.69.2)
- (2) ゾウ取引情報システム (ETIS) (Doc.69.3 (Rev.1))

1. アフリカゾウに係る附属書改正提案

(1) 附属書Iに掲載されているザンビア個体群の附属書IIへ移行

提案内容

- 提案 (COP18 Prop.10) 提案国：ザンビア
 - ・ザンビア個体群を附属書IからIIへ移行。
 - ・注釈により附属書II扱いは、CITESが承認した相手のみに対する商業目的での登録象牙の取引、非商業目的のハンティングトロフィーの取引、皮革及び皮製品の取引に限定。

結果

- 投票に付され、**否決**。(賛成22、反対102、棄権13)

(2) 附属書IIに掲載されている個体群の注釈削除 (商業取引の再開)

提案内容

- 提案 (COP18 Prop.11) 提案国：ボツワナ、ナミビア、ジンバブエ
 - ・附属書IIに掲載されているボツワナ、ナミビア、南ア、ジンバブエ個体群の注釈の一部削除：9年間の象牙取引提案モラトリウム等に係るパラの削除し、商業取引再開

結果

- 投票に付され、**否決**。(賛成23、反対101、棄権18)

1. アフリカゾウに係る附属書改正提案

(3) 附属書IIに掲載されている個体群の附属書Iへの移行

提案内容

- 提案 (COP18 Prop.12)

提案国：ブルキナファソ、コートジボワール、ガボン、ケニア、リベリア、ニジェール、ナイジェリア、スーダン、シリア、トーゴ

- ・現在附属書 II に掲載されている南部アフリカの個体群を附属書 I へ移行する

結果

- 投票に付され、**否決**。(賛成51、反対67、棄権22)

2-1 概要

(1) 全ての国に象牙の国内取引市場閉鎖を求める勧告等

提案内容（提案国：ブルキナ・ファソ、コートジボワール、エチオピア、ガボン、ケニア、リベリア、ニジェール、ナイジェリア及びシリア）

2016年COP17で改正された決議10.10の更なる修正と関連決定の採択を求める提案。（下線は主なポイント。）

決議修正案

- ① 非締約国を含む全ての国に対して、狭い例外を除き象牙の商業取引に関する全ての国内市場の閉鎖、狭い例外で取引された全ての象牙の動きを追跡する仕組みの導入や国内市場の合法性等についての毎年の報告を求める。
- ② 事務局に対して、国内市場閉鎖に向けて取り組んでいない締約国及び狭い例外の下で大きな影響を与えるレベルの合法取引を行っている締約国を特定することと、当該締約国から情報を収集し、常設委員会（SC）へ報告することを求める。
- ③ 締約国に対して、国別象牙行動計画（NIAP）の作成・実施・修正の要請と、決議14.3(CITES遵守手続き)に基づくその他の適当な措置を含め、本決議の実施を支援するための勧告の検討を求める。

決定案

- ① 日本とEUを含む国内市場を有する締約国に対して、直ちに市場閉鎖及びその進捗の事務局への報告を要請する。
- ② 事務局に対して、決議10.10の実施等に関し締約国から情報を収集するとともに、その結果をSC73及びSC74に報告するよう指示する。
- ③ SCに対して、決議10.10実施確保のための時限的かつ各国個別の取組勧告及びCOP19への報告を指示する。

結果

審議の結果、ケニア等から提案された決議修正案、決定案のいずれも合意されず、決議10.10には一切修正を加えずに、米国提案にカナダの修文を反映した決定案（次スライド参照）を採用することでコンセンサスが形成された。

2-1 概要

【審議の結果採択された米国提案に基づく決定内容（カナダ修文を反映したもの）】（日本語は仮訳）

Directed to the Parties

※ 文中下線は、新たな義務に関する記載に経済産業省が付記したもの。

18.AA Requests Parties that have not closed their domestic markets for commercial trade in raw and worked ivory to report to the Secretariat for consideration by Standing Committee at its 73rd and 74th meeting on what measures they are taking to ensure that their domestic ivory markets are not contributing to poaching or illegal trade.

象牙及び象牙加工品の商業取引市場を閉鎖していない締約国は、第73回及び第74回SCにおける検討のため、自国内市場が密猟や違法取引に関与していないことを徹底する取組につき、事務局に対して報告を行う。

Directed to the Secretariat

18. BB Compile the reports and make them available to Parties in advance of the Standing Committee meetings. 事務局は、締約国から提出された報告を取りまとめ、SCまでに締約国に提供する。

Directed to the Standing Committee

18. CC The Standing Committee shall:

1) consider the reports under Decision 18.BB; and
2) report on this matter, and make recommendations as appropriate and consistent with the scope and mandate of the Convention to the 19th meeting of the Conference of the Parties to CITES.

- 1) SCは、提出された報告書の検討を行い、
- 2) 当該事項につきCOP19に報告し、適切かつCITESの範囲とマンデートに整合的な形でCOP19に勧告する。

【参考】審議の流れ

- 8月21日 第2委員会で決議修正案を議論。提案国を代表し、ケニアから決議修正案等の説明が行われた。締約国から賛否の発言がなされるなか、米国から既存決議10.10の修正ではなく、同決議の実施を徹底する取組として上記決定案が提案され、カナダによる修文が加えられた後、全会一致で合意された。
- 8月28日 全体会合において、上記決定案が全会一致で合意された。

(2) 象牙在庫

- 西アフリカ諸国等からの提案。象牙国内市場閉鎖に関する議題69.5における決議10.10の改正提案を補完する内容。締約国に対し、象牙在庫に係る事務局への報告に際し、盗難・紛失した在庫量の報告を含めること等を求めるもの。
- 事務局は、政府所有在庫報告を行っていない締約国等を特定し、常設委員会に報告すること、各国報告に基づく在庫年次データを公表すること、常設委員会は、更なる取組の必要性を検討すること等が合意された。

【参考】 COP関連の今後の予定

- 2020年10月5日～9日 第73回常設委員会（於：ジュネーブ）開催予定
- 2022年 第19回締約国会議（於：コスタリカ）開催予定

全ての国に象牙の国内取引市場閉鎖を求める勧告等

- 我が国は、COP18開催以前から関係各国に対し、本修正決議案が、国際的な取引規制に限られるワシントン条約の範囲を超えるとともに、前回のCOP17で採択された「閉鎖されるべきは密猟や違法取引につながる国内市場」という決定内容について、科学的な根拠がないまま修正する必要がある等の主張を展開し、各国からの理解が得られるよう努めた。
- 議場において、これら我が国の主張を明確に発言し、各国の理解を求めた。
- この結果、既存の決議10.10には修正を行わず、同決議の実施を徹底する決定が採択された。
- 採択された決定は、我が国の国内象牙市場の閉鎖を求める内容ではないものの、我が国は国内市場が密猟や違法取引に関与していないことを徹底する取組につき次の常設委員会で報告することが求められることから、引き続き象牙の国内取引について厳格な管理を徹底する必要がある。